

(別紙 1)

2023 年 12 月 3 日

11 月祭事務局

大学当局への再要求の提案

9 月 18 日の全学実行委員会で、大学当局の介入に関して要求を行うことが決定された。10 月 18 日に、全学実行委員会宛てに当局から以下の通り回答が届いた。

令和 5 年 10 月 18 日

第 65 回京都大学 11 月祭全学実行委員会 御中

京都大学教育推進・学生支援部厚生課

京都大学当局の介入に関する要求に対する回答について

令和 5 年 9 月 18 日付けで貴委員会から提出のあった以下の要求について、下記のとおり回答します。

1. 大学当局は、11 月祭全学実行委員会及び 11 月祭参加者への介入を慎むこと。
2. 今年度 11 月祭において飲酒者による被害が発生しなかった場合には、少なくとも来年度における 11 月祭の開催形態について全面禁酒を絶対的な条件としないように努めること。

記

第 65 回 11 月祭の飲酒等の状況が不明なことから、1. 2. とも要求には応じかねます。

この回答を受け、当局に対し、以下の通り再度要求を行うことを提案する。

大学当局の介入に関する再要求（案）

第 65 回京都大学 11 月祭全学実行委員会は、大学当局に対し以下の通り要求し、令和 5 年 12 月 15 日までに回答を求める。

1. 大学当局は、11 月祭全学実行委員会及び 11 月祭参加者への介入を慎むこと。
 2. 少なくとも来年度における 11 月祭の開催形態について全面禁酒を絶対的な条件としな
いように努めること。
- ・回答が大学当局から公開されない場合、原則として受領した回答は京都大学 11 月祭全
学実行委員会から公開する。
 - ・大学当局から回答が得られなかった場合は、大学当局は本要求を受け入れたものとみな
す。

令和 5 年 12 月 3 日

第 65 回京都大学 11 月祭全学実行委員会

「大学当局の介入に関する再要求（案）」に対する附帯文（案）

全学実行委員会は大学当局から正式に認められた公認団体であり、京都大学 11 月祭に参加する意思を有する者すべてを構成員としている。その全学実行委員会が採択している「学生らによる自主的・主体的 11 月祭」宣言では、何らかの外部組織によって学生団体もしくは学生個人への干渉が行われることを認めていない。

また、第 65 回京都大学 11 月祭における、飲酒を起因として発生した問題は、企画に対する嚴重注意処分 1 件、酒類没収 2 件のみであり、飲酒を起因とした設備破損や飲酒を起因とした救急搬送は 0 件であった。

以上より、11 月祭の開催形態について全面禁酒を絶対的な条件とするのは過剰である。

令和 5 年 12 月 3 日

第 65 回京都大学 11 月祭全学実行委員会